

所定疾患施設療養費

平成30年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切な対応をする観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を以下の通り公表いたします。

所定疾患施設療養費について

- 対象となる入所者の状態は次の通りです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・带状疱疹(抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る)
- 上記により治療を必要とする状態になった入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日を限度として、月1回に限り算定する。
- 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載する。
- 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
- 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。

平成30年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	1	1	1		2	2	5	7	1	1	1
	治療日数	7	7	7	7		10	14	33	49	7	7	7
尿路感染症	人数	10	12	10	2	6	6	7	16	6	5	7	6
	治療日数	61	71	64	14	35	34	46	112	40	32	41	40
带状疱疹	人数						1						
	治療日数						7						

平成29年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	3	4			2		1			5	4	5
	治療日数	21	26			12		7			32	28	35
尿路感染症	人数	8	5	8	3	9	6	4	5	10	4	5	4
	治療日数	56	35	52	19	63	42	22	35	70	24	30	15
带状疱疹	人数								2				
	治療日数								14				

平成24年度		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数	1	3	2		1	2	3	1	2		1	2
	治療日数	7	21	14		7	9	21	7	14		7	14
尿路感染症	人数	1	1			1			4	1	2	1	1
	治療日数	7	7			7			25	7	12	7	7
带状疱疹	人数				1	1							
	治療日数				7	7							